串本町人権施策基本方針

串　本　町

町長挨拶

私たちの周りには、様々な人権問題があり、串本町では、これらの人権問題の解決に向け、様々な施策を講じてきました。

しかしながら、依然として、いじめや虐待、女性に対する暴力や、高齢者、障害者などに対する人権問題が存在しており、その態様は、インターネットを悪用した部落差別を助長したり、他者を誹謗中傷する書込みなど、複雑化、多様化しています。

現代社会においては、ＩＣＴ(情報通信技術)の発展に伴うグローバル化が進み、私たちの社会生活の幅広い場面に大きな変化をもたらしています。そして、この流れは、宇宙開発技術の発展とも相まって、今後も急速に発展し、全ての人々が幸せで心豊かに生活できる社会の構築に大いに寄与することが期待されます。

21 世紀は人権の世紀と言われています。このような未来への期待が高まる中、未来を支える子どもたちのためにも、21 世紀を生きる私たち一人一人が現在社会の課題である人権侵害や地球環境問題に対し、自分自身の問題として捉え、その解決に努めることが肝要です。

そのため、ここに、町の最上位計画である串本町長期総合計画や串本町地域福祉計画、串本町男女共同参画基本計画など各分野における計画等との整合性を図り、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため「串本町人権施策基本方針」を策定いたしました。この基本方針に基づき、国や和歌山県、関係機関等と連携し、様々な人権問題に対して施策を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この方針の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました串本町人権委員会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 4 年（2022 年）3 月

串本町長　田 嶋 勝 正

<< 目　次 >>

第１章　はじめに　…… 1
第２章　人権施策の基本的な考え方　…… 2
第３章　人権施策の推進　…… 4
　１　人権教育・啓発の推進　…… 4
　　(1) 家庭　…… 4
　　(2) 保育所・幼稚園・学校　…… 4
　　(3) 地域　…… 5
　　(4) 行政　…… 5
　２　相談・支援事業の推進　…… 6
第４章　分野別人権施策の推進　…… 7
　１　同和問題（部落差別）　…… 7
　２　女性の人権　…… 8
　３　子どもの人権　…… 8
　４　高齢者の人権　…… 10
　５　障害のある人の人権　…… 11
　６　外国人の人権　…… 12
　７　インターネットによる人権侵害　…… 13
　８　ＬＧＢＴや性同一性障害のある人の人権　…… 13
　９　働く人の人権　…… 14
　10　感染症・難病患者等の人権　…… 14
　11　災害と人権　…… 15
　12　犯罪被害者等の人権　…… 15
　13　自殺　…… 16
　14　その他の人権問題　…… 17
　　① 刑事事件に関わりをもった人の人権　…… 17
　　② 環境と人権　…… 17
　　③ ホームレス　…… 17
　　④ その他の問題　…… 17
第５章　人権施策の点検と見直し　…… 18

第１章　はじめに

串本町人権施策基本方針は、串本町人権を尊重するまちづくり条例(令和 3 年条例第 40 号)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものです。

人権とは、自由権、平等権、生存権、社会権など基本的人権のことで、日本国憲法では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第 11 条)及び「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(第 14 条第 1 項)として保障されています。

この憲法の下で、国や県では人権に関する諸制度の整備や諸施策が講じられてきました。また、串本町においても国、県や串本町人権委員会と連携し、様々な人権問題への取組や、啓発・支援を行ってきましたが、今なお、部落差別や女性、子ども、外国人、障害がある方、性的少数者、感染病患者等に対する差別、いじめ、虐待、職場におけるハラスメントなど様々な人権侵害の課題が残っており、これらの問題の解決を図っていかなければなりません。このような人権問題の背景には、人々の中の同一性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識等が挙げられているほか、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会情勢の急激な変化なども影響しているとされており、また、このような背景の下、インターネットを悪用した人権侵害が急増し、重大な問題となっています。

偏見に基づく差別的な言動や誹謗中傷は、差別に苦しむ全ての人の尊厳を傷つけ、人格を否定するものでしかなく、決して許されないものです。自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めることは私たちの責務です。

この基本方針に則り、行政の全ての分野で人権を尊重する施策を実施することはもとより、相談体制や啓発活動、推進体制の充実を図り、町民一人ひとりが、自主的、主体的に人権問題に向き合い、差別や誹謗中傷のない、人権を尊重するまちづくりの実現を目指す取組を推進します。

第２章　人権施策の基本的な考え方

全ての人が人権を享有し、また、相互に人権を尊重し合う社会の実現のためには、一人ひとりが自主的・主体的に人権の意義や重要性を正しく理解することで人権意識の高揚に努め、日常生活の中で人権への配慮がその態度や行動に現れる人権感覚を身に付けることが重要です。

そのため、あらゆる機会を通して、人権に関する教育、啓発を推進するとともに、国、和歌山県、近隣市町村、関係機関等と連携し、様々な分野における人権施策を推進します。

基本方針の位置づけ

串本町長期総合計画では、「まちづくり」の基本姿勢として、「ひと」を大事にするまちづくりを掲げ、人権尊重・男女共同参画社会形成のために、男女が互いに尊重し、個性と能力を個性と能力を十分に生かせる社会の実現に向けての意識づくりや環境づくりを進めるとともに、すべての町民がこころ豊かに健康な生活をおくることができる人権尊重社会の実現に努めることとしています。

串本町では、このような社会の実現を図るため、令和３年 12 月に、「串本町人権を尊重するまちづくり条例」及び「串本町部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「町条例」）を制定しました。

また、国においては、人権施策を総合的に推進するため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が定められているほか、各分野における法令においても人権尊重のための施策に係る規定が定められており、それらの規定に基づき、串本町のそれぞれの分野を担当する課等において、串本町における計画や方針が定められています。

法令の規定及び串本町長期総合計画並びに串本町の各種計画等との整合性を図りながら、町条例に基づく串本町人権施策基本方針を定め、人権施策を総合的に推進するための指針を定めるものです。

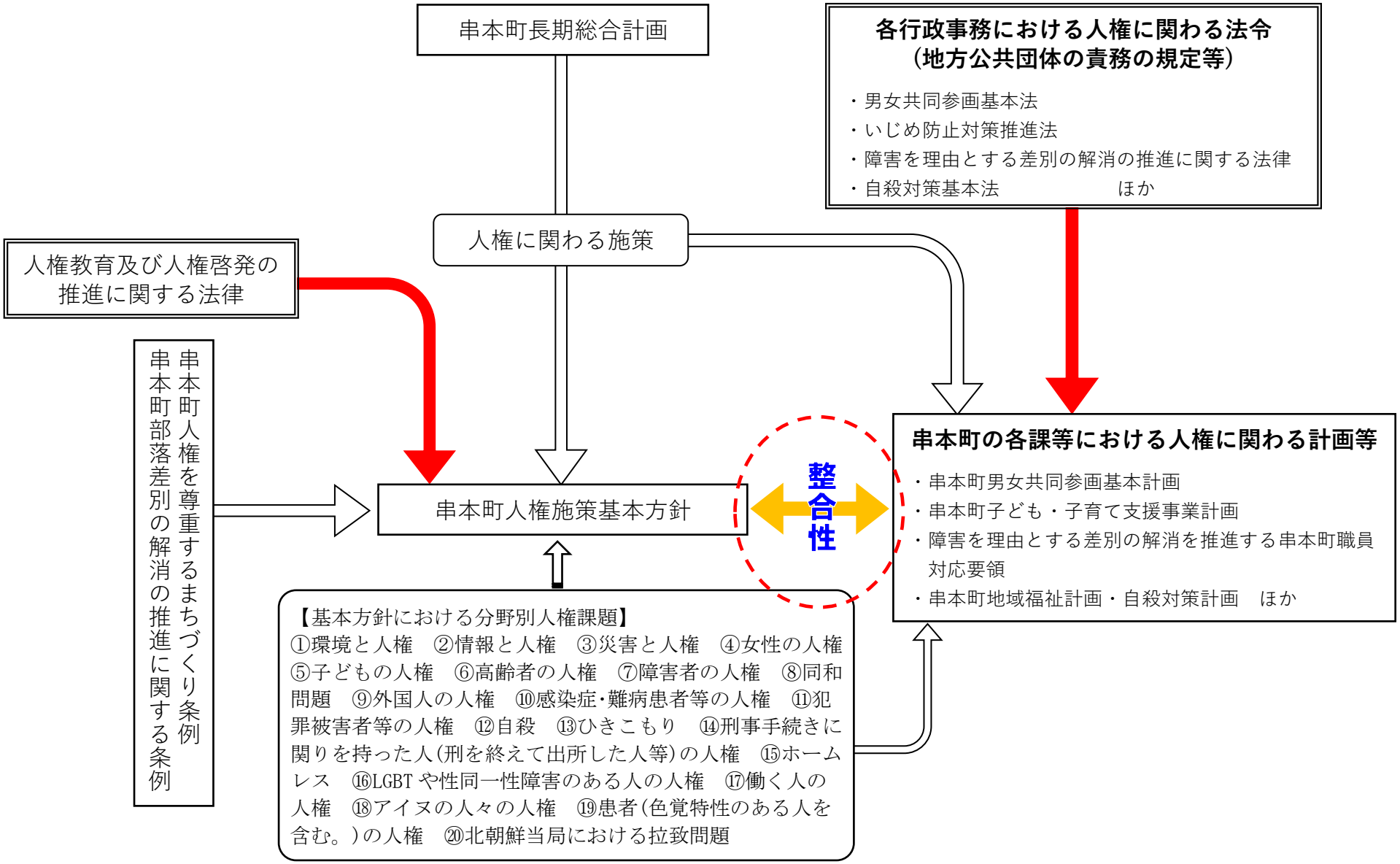
串本町長期総合計画
各行政事務における人権に関わる法令
（地方公共団体の責務の規定等）
・男女共同参画基本法
・いじめ防止対策推進法
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
・自殺対策基本法　　ほか
人権に関わる施策
人権教育及び人権啓発の
推進に関する法律
串本町人権を尊重するまちづくり条例
串本町部落差別の解消の推進に関する条例
串本町人権施策基本方針
整合性
串本町の各課等における人権に関わる計画等
・串本町男女共同参画基本計画
・串本町子ども・子育て支援事業計画
・障害を理由とする差別の解消を推進する串本町職員対応要領
・串本町地域福祉計画・自殺対策計画　ほか
【基本方針における分野別人権課題】
①環境と人権　②情報と人権　③災害と人権　④女性の人権　⑤子どもの人権　⑥高齢者の人権　⑦障害者の人権　⑧同和問題　⑨外国人の人権　⑩感染症･難病患者等の人権　⑪犯罪被害者等の人権　⑫自殺　⑬ひきこもり　⑭刑事手続きに関りを持った人(刑を終えて出所した人等)の人権　⑮ホームレス　⑯LGBT や性同一性障害のある人の人権　⑰働く人の人権　⑱アイヌの人々の人権　⑲患者(色覚特性のある人を含む。)の人権　⑳北朝鮮当局における拉致問題

第３章　人権施策の推進

人権施策は、国、県、市町村が適切な役割分担に応じ、連携を図り、協力し合い実施していくことにより効果的に推進することができます。このことを踏まえ、国、県はもとより、人権施策に取り組む各種関係団体、企業等の取組を十分把握し、協働して施策の実施に努めます。

１　人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権尊重の意識が日常生活における態度や行動に現れることを目的として実施します。

そのため、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じて、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、あらゆる機会を通して創意工夫しながら実施することが重要であり、国や県、(公財)人権教育啓発センター、(公財)和歌山県人権啓発センターなど関係機関と連携・協力して人権教育・啓発を実施します。

また、人権教育・啓発に当たっては、自分や家族、大切な人が差別や誹謗中傷の被害を受けることになることも考えられることから、人権問題が「誰か」のことではなく、自分自身の問題であることを十分理解することやＳＤＧｓ の基本理念である「誰ひとり取り残さない」を基本として施策を推進します。

(1) 家庭

家庭とは、人としての優しさや社会性、豊かな人間性が育まれるところです。

子どもにとっては「いのちの尊さ」について、自分の「いのち」と他の人の「いのち」が、この世で一番大切であるという人権認識を身に付ける場になります。

いのちの尊さが単なる知識としてではなく、全身で受けとめられるには、親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを子どもたちに示していくことが最も重要なものとなります。

そのため、子育てに関する相談体制の整備のほか、親子のふれあいを深めることができる体験等の充実に努めるとともに、人権尊重の重要性について理解を深め、自主的・主体的に学習することができる機会の提供に努めます。

(2) こども園・学校

こども園・小中学校は、家庭と共に子どもの人格形成にとって重要な場です。

そこでは、発達段階に応じ、目標と計画に基づいて保育・教育が営まれ、その基礎は、子どもたちの人権の保障にあり、人権尊重の心や感性を磨き知識理解を学ぶとともに、態度と実践力・行動力を身に付けさせることが大切です。

そのため、人権の学習を進めるに当たっては、それぞれの園・学校での人権上の課題を明らかにし、子どもの発達段階を考慮しながら、全ての教育活動にわたり、計画的・継続的に推進します。

また、指導を行う教職員自身が人権についてその感性を磨くとともに職場内外において人権に係る情報を得ることが重要であることから、資料の提供や研修により教職員の指導力の向上に努めます。

(3) 地域

地域とは、一人ひとりの願いといのちが大切にされ、協力して常に向上を求める場です。

私たちは、人権に対する正しい理解を深め、日常生活の中に生かされる感性や態度・行動力が十分身につくように努めることが大切です。

みんなの願いといのちが大切にされるまちは、与えられるものではなく、自ら隣近所の人々と手を組んで求めていかなくては得られないものです。

また、人権上の問題は、身近な地域生活や各世代にわたって見られるものですから、生涯にわたっての学習が求められています。

そのため、講座や体験型学習など各種施策を通じて、人権に関する学習機会の充実に努め、人権問題の理解を深めるための教育を積極的に推進します。

(4) 行政

町は、「ひと」を大事にするまちづくりを進める上で、全ての町民がこころ豊かに健康な生活をおくることができる人権尊重社会の実現に努めることとしています。行政事務は全て人権と深く関わっていることを踏まえ、常に人権尊重の視点に立ち施策に取り組むことにより、串本町長期総合計画に定める「ひとにやさしく、安全で安心して暮らせるまちづくり」を推進することが重要です。

そのために、各施策の実施に当たっては、広い視野で人権尊重の立場に立っているか検証し、家庭・地域・各学校等、また、関連団体・組織や事業所などと連携を図りながら計画的に取り組むとともに、人権意識の高揚を図るため、あらゆる機会を通して人権啓発を進めます。また、人権の学習に取り組む住民の自主的な活動の保障と推進のため、情報や資料の提供、人材や教材・教具・場所などの支援に努めます。

なお、人権を尊重する施策の実施や人権教育、啓発を行うためには、それらに関わる職員の人権意識を高めることが重要であることから、行政職員、教職員、社会教育関係職員、消防職員、医療・福祉関係職員などに対する人権教育・啓発を推進します。

２ 相談・支援事業の推進

当町では、串本町人権委員会が中心となり、人権に係る相談や啓発事業に取り組むほか、様々な人権に関わる課題に対し、関係する課等において相談への対応や支援を実施しています。

人権課題は行政全般にわたるものであることを踏まえ、国、県、関係機関と連携しながら相談・支援体制の充実に努めるとともに、庁内関係部署の連携の強化に努めます。

また、和歌山県では、人権に関する様々な相談に対応するための各種相談窓口が設置されています。また、法務局においても人権擁護委員による人権相談を実施するほか、様々な人権課題に対する相談窓口を設置していますので、これら相談窓口についてより一層住民周知に努めます。

第４章　分野別人権施策の推進

１ 同和問題（部落差別）

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的発展の過程で政治的、人為的に形成された身分階層構造に基づく日本固有の人権問題です。

部落差別の解決は国及び地方自治体の責務であり、串本町においても住環境の整備をはじめ福祉、教育などにおける支援の取組を行い、また、学校教育や社会教育においても同和問題への理解と人権意識の向上を図るための教育･啓発を行ってきました。

しかし、同和問題を正しく理解していないことに起因するインターネット上での部落差別を助長する書き込みや誹謗中傷、結婚や就職における身元調査が近年全国的にみられることから、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会の実現を図るための施策を推進します。

基本的な取組

(1) 差別意識の解消に向けた教育、啓発の推進

部落差別は誤った認識による不合理な偏見、忌避意識に起因するものであるため、町民一人ひとりが部落差別に対する正しい理解と認識を深め、部落差別の解消を自分自身の問題として捉え、その意識が言動や態度に表れることを目的とした教育、啓発を継続的に推進します。

また、部落差別解決の阻害要因となっているえせ同和行為の排除に向け、関係機関と連携した啓発に努めるとともに、国や和歌山県が行う部落差別解消のための施策に協力して取り組みます。

(2) 差別事象への対応

差別事象に対しては、被害者の救済及び行為者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発を行うことが重要であり、このことを基本とした相談体制等の充実を図るとともに和歌山県への情報提供や連携した事案解決に努めます。

また、インターネットの匿名性を悪用した部落差別を助長する内容の書込みや誹謗中傷に対しては、モニタリングを実施し、和歌山地方法務局や和歌山県と連携した適切な対応による被害の拡大防止に努めます。

２　女性の人権

（串本町男女共同参画基本計画
串本町子ども・子育て支援事業計画）

日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、男女共同参画社会の実現に向けた取組などが行われているところです。

しかし、女性に対する配偶者の暴力やセクシャルハラスメントなど様々なハラスメント、性別による固定的な役割分担意識からの不平等が存在しており、このことが女性の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

基本的な取組

(1) ＤＶや性犯罪等及びハラスメント

ＤＶや性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、相手に恐怖と不安を与える犯罪行為です。暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという意識を徹底させるとともに、安心して相談することのできる相談体制の充実を図り、警察、福祉事務所、児童相談所など関係機関と連携した早期発見、迅速な対応及び被害者の保護に向けた体制整備に努めます。

また、ハラスメントは様々な場面で生じることから、地域活動や事業所、学校におけるハラスメントの防止のため、各種ハラスメントについて具体的な事例を提示する等わかりやすい啓発に努めるとともに、相談体制の充実や早期発見、早期解決に向けた体制の整備を推進します。

(2) 男女共同参画社会の実現

男女共同参画を推進するためには、女性が個性を生かし、能力を発揮できるよう、意思決定過程への女性参画を促進する環境づくりを進める必要があります。

そのため、多様な地域活動における女性の参画促進の重要性や必要性について啓発を行うとともに、従来の固定的な性別役割分担意識を払拭し、互いが支えあうことの必要性について学校教育、社会教育など多様な場面において周知・啓発に努めるとともに、情報の提供や学習機会の提供など、串本町男女共同参画基本計画に定める施策の実施に取り組みます。

３ 子どもの人権

（串本町子ども・子育て支援事業計画
串本町男女共同参画基本計画　学校教育方針）

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などについては、児童福祉法にその基本原理が定められており、この基本原理にのっとり、児童虐待の防止

等に関する法律、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」などが制定されており、和歌山県においても和歌山県子どもを虐待から守る条例を制定し、子どもの人権が尊重され、かつ健やかに成長するための施策を推進するとしているところです。

しかし、子どもへの暴力、育児放棄など児童虐待による痛ましい事件のほか、子どもを巻き込む性犯罪などの事案、いじめ問題はインターネットの普及により近年多発しており、子どもの生命、人権が脅かされています。

多様化・複雑化した社会のなか、子どもはまちぐるみで見守っていかなければなりません。子どもは社会の宝であり、未来を支える子どもの人権が尊重され、子どもの健やかな健康に寄与するため、次の施策を推進します。

基本的な取組

(1) 子どもを犯罪から守る活動の推進

児童虐待は早期発見、早期対応が重要で、事案の発生防止や地域全体の意識向上のための啓発活動を推進するとともに、虐待の事案に関しては、福祉、教育、保健、医療、警察等で形成される児童虐待防止ネットワークの充実・強化を図り、要保護地域対策推進協議会を中心として関係機関と連携し、早期の発見、速やかな対応に努めます。

いじめについては、いじめは重大な人権侵害であるとの認識の下、一人ひとりの子どもたちの人権尊重を最重点に置き、その発達段階に応じて善悪の正しい判断力を身に付け、いじめや差別を見抜き、無くすための実践的態度が取れる教育・指導を推進します。

また、ＳＮＳなどインターネットを通じて多くの子どもが性犯罪の被害者になっていることから、その危険性について児童生徒への啓発を行うとともに、インターネットを利用するに当たってのマナーやルールを身に付ける情報モラルの指導を推進します。

(2) 学校等・家庭・地域の連携

こども園、学校における発達段階に応じた人権教育の推進は、子どもたちの人権意識向上の核となるものですが、子どもの健全な育成のためには、子どもを取り巻く社会の全てにおいて、子どもを見守ることが重要です。

家庭においては、保護者自身がいじめや差別は許されないものであることを日常生活の中で子どもたちに示していくことが大切であり、地域社会においては、子どもが社会を構成する一人の人間であり、地域活性化に重要な役割を果たすことが期待されることから、子どもたちの地域社会活動の参画を通して人と人との繋がりの重要性や故郷を大切にする心を示していくことが大切です。このことから、保護者への研修、啓発や社会教育活動の充実を図り、学校等、家庭、地域と連携しながら

各施策を推進します。

(3) 相談体制等の充実

児童虐待やいじめなど子どもを対象とした諸問題は、潜在化していることが多いことから、子どもの変化を敏感に感じ、すぐに介入していくことが必要です。そのためには、学校等における教職員の「気付き」が最も重要になることから、教職員の資質の向上に努めます。

また、被害者が一人で悩まず、気軽に相談できる体制を整備するとともに、相談窓口についての情報発信を関係機関と共に推進します。

4 高齢者の人権

（串本町地域福祉計画
串本町高齢者福祉計画）

我が国は、超高齢化社会に向かっており、過疎地域である当町においては、国より高齢化比率が高く、今後も高齢化が進むことが予測されています。

長寿は人類の願望であり、高齢化社会にふさわしい社会システムの構築により長寿を全ての人が喜びの中で迎えられる社会を目指し、様々な施策が推進されています。町においても、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、各種福祉事業を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいづくりに取り組んできました。

しかし、核家族化による高齢者だけの世帯や独居老人世帯、認知症高齢者が増加する中、身体的虐待や介護放棄をはじめ、高齢者に対する悪質な商法による財産面での侵害など人権問題が懸念されています。

高齢者の人権が守られ、高齢者が健康で、心豊かに安心安全な生活を過ごすことができるまちづくりのため次の施策を推進します。

基本的な取組

(1) 高齢者の人権擁護

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳の保持にとって、これを防止することは極めて重要であることから、高齢者虐待の通報窓口を充実させるとともに、養護者の心身の負担軽減に資するため、地域包括支援センター等の相談窓口を充実させ、人権擁護のための救済制度等の啓発活動を実施します。

また、認知症高齢者が安心して生活できるよう、認知症サポーターの養成を行うとともに、関係機関の連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行い、認知症の状態に応じた適切なサービスの提供を推進します。

近年増加する高齢者に対する悪質商法に対しては、関係機関と連携して啓発活

動に努めるほか、成年後見制度を適切に利用できるよう、事業の周知を図ります。

(2) 高齢者の生きがいづくり

高齢者が住み慣れた地域で心豊かに生活を送るためには、健康の維持・増進と高齢者と社会の繋がりを保持することが肝要であり、特定健康診査の受診と個別保健指導の強化により、高齢者一人ひとりの健康意識を高め、疾病等の予防と早期治療・悪化防止に努め、高齢になっても要介護状態にならない健康づくりを推進します。

また、老人クラブ活動の支援やスポーツ・レクリエーション、講座・教室等の生涯学習活動を通して生きがいづくりに取り組むとともに、高齢者の技能や知識・経験を生かせるよう、シルバー人材センターやハローワーク等と連携し、高齢者の社会参加を促進します。

5 障害のある人の人権

（障害を理由とする差別の解消を推進するための串本町職員対応要領　学校教育方針）

我が国の障害者施策は、全ての障害者が障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい権利を有することを前提に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、総合的かつ計画的に推進するものとされています。

障害のある人が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるとともに、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次の施策を推進します。

基本的な取組

(1) 障害者に対する合理的配慮及び生きがいづくり

障害者(児)には、日常生活又は社会生活を営む上で、様々な社会における事物、制度、慣行、観念などで障壁(以下「社会的障壁」という)があり、このことが障害者の自立及び社会参加の支障となり、ひいては障害の有無に関わらず共生する社会の実現の支障となっています。これら社会的障壁は、視覚障害、聴覚・言語障害、盲ろう、肢体不自由、知的障害、精神障害、発達障害、難病等障害の種別に応じて行政、教育、雇用・就業、医療・福祉、災害時、公共交通など様々な生活の場において存在することから、社会的障壁についての意識を高めるとともに、これらを除

去するための合理的配慮の提供に努めます。

また、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るための施策の推進に努めるほか、スポーツ、レクリエーション活動などに参加する機会を創出し、障害者が生きがいを感じ、充実した生活を送るための施策を推進します。

(2) 障害者の人権擁護

障害者に対する虐待や障害を理由とした差別などの人権侵害は、障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立、社会参加において解消しなければならない重要な問題です。

そのため、障害者虐待の予防及び早期発見、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立支援並びに養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関と連携した体制整備に努めるとともにこれらの職務に携わる専門的知識を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るための研修等必要な措置を講じるよう努めます。

また、障害者虐待をはじめ障害を理由とするあらゆる差別の解消のため、住民の関心と理解を深めるために必要な教育、啓発活動を行うとともに、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する関係機関が行う差別に関する相談体制を整備するほか、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を推進します。

６ 外国人の人権

我が国では、グローバル化の進展に伴い、外国人の定住化が進んでおり、日本人が国際化社会に対応するため、外国人も住民の一人として、日常生活や就労の場において人権が尊重され、地域の中で安心して暮らしていける共生社会の実現に向けた人権意識を育むことが重要となっています。

しかし、外国人を排除することを煽動する不当な差別的言動や雇用における不当な問題が存在していることから、外国人に対する正しい理解の浸透を図るための教育・啓発活動を充実するなど、外国人の人権を尊重する意識づくりにより、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

基本的な取組

(1) 外国人の人権を尊重する施策の推進

学校教育、社会教育の場において、文化の違いを尊重する教育・啓発活動を推進し、外国人の人権尊重についての理解を促進する取組を行うとともに、日常生活や就労の場において外国人の障壁となる事案について研究し、解決に取り組むなど、

外国人に対する偏見や差別をなくし、外国人が地域社会の一員として、いきいきと安心して生活できる社会づくりに努めます。

(2) 外国人と共生するまちづくり

外国人が地域住民と共に活動することは、お互いにとって、多様な文化や慣習を理解するための絶好の機会になるため、様々な地域活動に外国人が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、社会教育の場において外国人を講師とした学習会等を開催するなど異文化を体感する機会提供等により、外国人との交流を通した共生のまちづくりを推進します。

7 インターネットによる人権侵害

通信情報技術のめざましい発達により、現代社会の中でインターネットは、私たちの日常生活や職場、さらに学校教育の中で重要な役割を果たしています。しかし、インターネットは、その使い方によって、差別やいじめ、誹謗中傷など人権を侵害する危険な武器となり、インターネット上に発信した情報や画像などは、瞬時に世界中に広がり、全てを消去することはできません。

このことから、インターネットの危険性や適正な利用について正しい理解と行動について教育・啓発に努めます。

基本的な取組

インターネット上での差別書込みなどの人権侵害に対しては、和歌山地方法務局や和歌山県と連携し、プロバイダ等に削除依頼を行うなど適切な対応に努めます。

また、ＩＣＴ教育の推進に伴い、児童・生徒がインターネットを活用する機会が増えることから、児童・生徒の保護者の協力を得ながら、インターネットの利用における情報モラルを身に付ける教育・指導を推進するとともに、ネット上での人権侵害に関する相談体制の充実に努めます。

8 ＬＧＢＴや性同一性障害のある人の人権

ＬＧＢＴとは性的少数者の総称で、レズビアン（女性同性愛者)、ゲイ（男性同性愛者)、バイセクシャル（両性愛者)、トランスジェンダー（性同一性障がいなど、生まれた時の社会的・法律的な性に違和感を持つ人）の頭文字を取っています。

最近の調査でＬＧＢＴは人口の約 9%とされるものもあり、ＬＧＢＴの認知度は高

まっていますが、社会におけるサポート制度は不十分で課題は多くあり、偏見や差別を受けています。

ＬＧＢＴ以外にもクエッショニング（Ｑ）「自分自身の性のあり方がわからない。決められない。決めない人」など、多様な性があり、これらの方が一人の人間として人権が尊重される社会づくりが重要となっています。

基本的な取組

ＬＧＢＴや性同一性障害のある人など多様な性のあり方について正しい認識を深めるための教育・啓発活動を進め、誰もが自分らしく生きていける社会、多様な性について差別や偏見を持たれない、持たない社会の実現に向けた取組を推進します。

９ 働く人の人権

企業等が社会的責任を果たす上で、ハラスメントの防止やワーク・ライフバランスへの配慮など、従業員の人権が尊重される職場環境を整えることや人権尊重を重視した企業活動を行うことが重要となっています。このことから、柔軟な働き方ができる環境づくりや様々なハラスメントの防止を目指した取組が重要です。

基本的な取組

(1) 事業所におけるハラスメント防止に向けた啓発等

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等について必要な対策を取ることは事業主の義務であることを周知徹底するとともに、事業所等が効果的な対策に積極的に取り組めるよう、商工会等関係機関と連携し、情報共有に努めます。

(2) ワーク・ライフバランスの啓発

長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めるとともに、商工会等と連携し、事業所等に対して仕事と家庭を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供を行います。

10 感染症・難病患者等の人権

我が国には、ハンセン病やＨＩＶ等の感染症や難病等の病気を抱えながら生活を送

っている方々がおられ、病気に対する正しい知識や理解が不足していることに起因する偏見や差別を受けることで、患者やその家族は、治療のための経済的負担のほか、肉体的、精神的な負担を強いられており、これらの偏見や差別の解消のための施策を講じることが必要となっています。

基本的な取組

ハンセン病、ＨＩＶなどの感染症に対する正しい知識の普及を目的とした啓発に努め、誤った知識に基づく偏見や差別の解消を推進するとともに、感染症や難病患者及びその家族の不安解消のため、医療・福祉関係機関と連携し、適切な取組を推進します。

11　災害と人権

（串本町地域防災計画　串本町地域福祉計画
串本町高齢者福祉計画　串本町男女共同参画基本計画）

災害時には、高齢者、障害者、外国人等のいわゆる要配慮者が最も被害を受けやすく、多くの支援が必要となります。また、避難所における生活においても要配慮者や女性、子どもの立場に立った配慮など人権尊重の視点に立った防災対策の実施が必要です。

基本的な取組

要配慮者には様々な特性があることを踏まえ、その特性に応じた配慮や支援が必要になることから、その特性を正しく理解し、的確な情報提供を行う体制づくりを推進するとともに、災害発生時において、スムーズな対応が難しい避難行動要支援者に対する救出・救護体制を整備します。

また、避難生活においては、要配慮者や女性、子どもの視点に立った避難所の整備や様々なニーズに対応した物資の備蓄、調達体制の整備を進めるとともに、避難所での避難生活が困難な障害者や妊婦、疾病者等のための福祉避難所の確保及び受入体制の充実を図ります。

12 犯罪被害者等の人権

近年、様々な犯罪が後を絶たず、犯罪被害者とその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、直接的な被害だけではなく、犯罪行為に巻き込まれたことによる精神的被害、経済的被害など副次的な被害に苦しめられています。

また、一部のマスメディアの過剰な取材や報道、インターネット上の誹謗中傷の書き込みなどによるプライバシーの侵害や名誉棄損等、二次的被害防止は、深刻な人権問題となっています。

基本的な取組

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面する各般の問題について必要な施策を講ずるほか、犯罪被害者等が受けている直接的、間接的な被害について、町民の認識を高める啓発活動を推進するとともに、誰もが犯罪被害者等となる可能性があることを踏まえ、犯罪被害者等が受ける二次的被害の防止のため、国、和歌山県及び関係団体等と連携した啓発など各種施策を推進します。

13　自殺

（串本町男女共同参画基本計画　串本町子ども・子育て支援事業計画　学校教育方針）

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく誰にでも起こり得る危機といえます。

自殺の要因となり得る過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめ、孤立等の生きることの阻害要因を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係の構築、危機回避能力等の生きることの促進要因を増やすことが社会全体の自殺のリスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

基本的な取組

幼児期からの切れ目ない子育て支援や学童期、思春期における子どもへの主体性、自己肯定感を高める関わりを推進する取組を実施するとともに、自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということや身近にいるかもしれない自殺を考えている方が発している自殺のリスクを示すサインに早く気付き、その防止に努めることについて、地域全体の共通認識となるように積極的に普及・啓発を行います。

また、自殺の要因となり得る生活困窮、虐待、性暴力被害、ひきこもり等、関連分野において生きる支援に関わる行政、関係機関、学校、企業等がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連携して取組を展開するとともに、悩み、困っている方に気付き、適切な対応ができるようゲートキーパー養成や職員の資質向上により、自殺対策を支える人材育成の強化を図ります。

14 その他の人権問題

① 刑事事件に関わりをもった人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、根強い偏見や差別意識があり、これらの人々の社会復帰を妨げており、この偏見や差別意識は本人だけでなく、家族や親族にまで及ぶことがあります。

刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰の促進は再犯の防止の観点からも重要であり、家族や職場、地域社会の理解と協力を得られるよう、関係機関との緊密な連携により、犯罪や非行のない明るい社会づくりのための啓発活動を推進します。

② 環境と人権

人間活動による環境への負荷により、人類存続の基盤である環境が損なわれるおそれが生じてきています。環境を健全で恵み豊かなものとして維持することは、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことができないものであり、これを現在及び将来の世代に継承するため、環境保全意識の向上のための教育・啓発に努めるとともに、国や和歌山県と連携し、必要な施策を推進するとともに、人権尊重の視点に立った環境保全に努めます。

③ ホームレス

失業や家庭問題等様々な要因により、自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができない人がいることから、ホームレスの自立の支援等に関し、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、関係機関と連携し、必要な施策を推進します。

④ その他の問題

人権問題は多様であり、患者の人権やアイヌの人々に対する差別その他の権利侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等人権に関わる様々な問題があり、今後も社会情勢の変化に伴い新たな課題が生まれてくることが考えられます。

全ての人権問題を「誰か」のことではなく、全ての人々が自分自身の問題として捉え、全ての人権が尊重され、安心して暮らせる社会を目指して、あらゆる課題に対応できるよう努めます。

第５章　人権施策の点検と見直し

人権施策の取組状況について、定期的に点検・評価を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、必要に応じて、この基本方針の見直しを行うものとします。